点灯年月日　平成二十五年七月二十四日
記事　一　本灯は、洋上サブステーション施設デッキ上の四隅に各一基設置されていて、四基の灯火は同期している。
二　洋上サブステーション施設の水面上から一八メートルまでの全周を黄色で塗装している。
三　資源エネルギー庁管理

○海上保安庁告示第百六十五号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成二十五年八月十四日
海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　桑ノ浜港仮設灯浮標
位置
所在地　岩手県釜石市（陸中尾埼灯台の北西方約八・五キロメートル）
北緯　三九―一八―二五
東経　一四一―五四―一九
変更した事項
名称　桑ノ浜港東防波堤灯台
位置
所在地　岩手県釜石市（桑ノ浜港東防波堤外端）
北緯　三九―一八―二七
東経　一四一―五四―二二
塗色及び構造　赤色　塔形
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで七・三メートル
変更年月日　平成二十五年七月二十三日
記事　一時変更中のところ名称等変更のうえ復旧

○東北地方整備局告示第百七十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
平成二十五年八月十四日
東北地方整備局長　小池　剛
一　登録番号　東北地方整備局長　2

名称　大井川港第一号灯浮標
位置
所在地　静岡県大井川港（大井川港南防波堤灯台の東北東方約一七〇メートル）
北緯　三四―四六―四二
東経　一三八―一八―二六
変更した事項　変更年月日　平成二十五年七月二十三日
名称　大井川港第二号灯浮標
位置
所在地　静岡県大井川港（大井川港南防波堤灯台の北北東方約二四〇メートル）
北緯　三四―四六―四六
東経　一三八―一八―二五
変更した事項　変更年月日　平成二十五年七月二十三日
名称　橘港電発揚炭バース沖A灯標
位置
所在地　徳島県橘港（舟磯灯標の南西方約五・二キロメートル）
北緯　三三―五一―一五
東経　一三四―四〇―二二
変更した事項
名称　橘港電発揚炭バース沖A灯浮標
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
光度　実効光度五三カンデラ
光達距離　四・〇海里
明弧　削除
高さ　削除
記事　電源開発株式会社橘湾火力発電所管理
変更年月日　平成二十五年七月二十四日
記事　一時変更

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
一般財団法人岩手県建築住宅センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	金田　義徳
変更後	―

(2)　変更年月日　平成二十五年六月三十日
四(1)　役員の氏名の変更

変更前	―
変更後	渡邊　健治

(2)　変更年月日　平成二十五年七月一日

○関東地方整備局告示第三百六十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から住所の変更等の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
平成二十五年八月十四日
関東地方整備局長　深澤　淳志
一　登録番号　関東地方整備局長　15
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社神奈川建築確認検査機関
三(1)　住所の変更

変更前	神奈川県相模原市南区相模大野七丁目8番10号
変更後	神奈川県相模原市南区相模大野三丁目3番1―501号

(2)　変更年月日　平成二十五年七月一日
四(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	―
変更後	神奈川県相模原市南区相模大野三丁目3番1―501号

(2)　変更年月日　平成二十五年七月一日
五(1)　役員の氏名の変更

変更前	―
変更後	小出　雄之

(2)　変更年月日　平成二十五年七月五日